令和４年度条例見直し及び現時点における対応

報告資料２-１

１　共生社会の実現に向けたさらなる記述（目的規定の記述の充実）

ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定、ユニバーサル社会実現推進法の施行や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、関連法であるバリアフリー法では「共生社会の実現」が基本理念として追加された。

障害者権利条約・障害者基本法等での「障害の社会モデル」等の考え方を踏まえた対応の必要性、平成28年に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の「障害者の社会的障壁の除去」は本条例と関わりが深く、これらの状況も踏まえ、本条例においても「共生社会」の実現に向けた理念を明確化する必要がある。

【条例改正】

・　条例が目指すべき社会の在り方について、「心豊かな福祉社会かながわ」から「地域共生社会」へと見直しを行った。（第１条）

２　施設の円滑な利用に向けた取組み

条例では、県民・事業者等に対して、安全・快適な利用への協力や配慮した整備等を義務付けているが、ハード整備がされても対応の問題で実質的なバリアフリー化がなされていない事例も見受けられる。

そこで、ハード整備を前提として、「ハード整備と一体となったソフト対策」を促進することとし、より実質的なバリアフリー化を図る。

※　ソフト対応；情報の提供その他の支援、適正な配慮についての周知等の取組

【条例改正】

・　障がい者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、ハードとソフト両面の対応が求められることを明確化するほか、情報の提供など、必要となる支援の提供を記載した。（第３条第２項、第４条第２項）

【規則改正】

・　バリアフリー条例整備基準への適合審査の際に、「施設の円滑な利用のための支援」に関する書類の作成及び提出を義務付けることで、事業者に取組への意識づけを図る。

【施策】

・　かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）の導入  
（令和６年11月から開始）

３　バリアフリーに関する教育や理解促進の一層の推進

ソフト的な取組を進めていくための施策をより一層充実していく必要がある。

施設の円滑な利用に向けた支援と合せて、事業者及び県民に対し、バリアフリーの街づくりに関する理解促進・教育啓発の必要がある。

【条例改正】

・　事業者・県民の責務として、目指す社会は「すべての県民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく、ともに生きる社会」であることを明らかにするとともに、目指す社会に向けて自らの役割を認識し、その実現への協力を求めることとした。（第４条、第５条）

【施策】

・　県民会議からの提案書概要版リーフレットの作成及び県主催イベント等での配布

（令和４年度～）

・　バリアフリーフェスタの実施

４　情報バリアフリー、災害時対応等

聴覚障がい者や視覚がい者等への情報バリアフリーや災害時対応、発達障がい等への対応の必要性等が十分に認識されていない。

災害対策、情報化施策などの個別施策等の中で対応していく部分も多いと考えられるが、公共的施設の整備や利用に関して必要となる内容等について検討する必要がある。

【規則改正】

・　聴覚障がい者が施設を安全かつ円滑な利用できるよう、客席を設ける一定の公共的施設について、ヒアリングループなどの聴力を補う設備の設置を遵守義務として規定した。

【施策】

・　情報バリアフリーや災害時対応に関して、公共的施設の整備や利用に際して、用意することが望ましい情報設備や災害時に円滑な避難誘導・情報提供方法等について、整備ガイドブックの記載充実（令和６年度）

・　発達障がい等への対応として、ハード面における必要な配慮として、センサリールームやカームダウンスペースの設置等や留意事項等について、整備ガイドブックへの記載充実（令和６年度）

・　情報バリアフリー・アクセシビリティ、災害対応、発達障がい等への対応全般に関する個別施策を推進する観点から、関係各局への情報提供や連携（随時）

・　県内におけるバリアフリー設備の整備情報等を開示・発信するための仕組みづくりについて検討を開始（令和６年度～）

５　施設整備に係る効果的な計画方法の検討

整備に係る効果的な計画方法等として、施設の計画段階からの当事者が参画する手法（インクルーシブデザイン）の重要性についての意見があった。

【条例改正】

・　より有効なバリアフリー化を進めるため、施設整備の計画段階から、障がい者等を含む様々な関係者の意見を確認して整備を進めることを県の基本方針とした。（第７条）

【規則改正】

・　条例の理念を具現化した規定として、官公庁施設を整備する場合における「施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画」について整備基準化した。

【施策】

・　整備ガイドブックにおいて、当事者参画の重要性や計画・施行の各段階における参画の考え方、留意事項等を説明する項目の新設（令和６年度）

・　県施設(庁舎)の整備に当たり、障がい者等に対する意見聴取手順を明確化するとともに、事業計画の審議を行う場で、ニーズを適切に把握し、反映できているか確認  
（令和７年度～）

・　バリアフリーアドバイザー[一級建築士及び車椅子利用者]に係る取組を充実（希望に応じて、車椅子利用者以外の者の同行等も調整し、派遣）（令和６年度～）

６　整備基準・運用の見直し検討

整備を進めるにあたっての課題等を考慮し、整備基準や運用の見直しが必要と判断される事項について見直しを行った。

【規則改正】

・　妊婦や乳幼児連れでも外出しやすい環境整備を整備するため、乳幼児用設備(ベビーベッド、乳幼児用椅子、授乳室)の基準の遵守規定への引上げ

・　介助を必要とする高齢者や障がい者等が外出しやすい環境整備を図るため、介助用大型ベッド(ユニバーサルシート)の整備基準化

・　便所の規定に関し、様々な機能が一箇所に集中することによる利用競合の防止や適正利用を推進するため、機能分散化を基本的な考え方に見直し

【施策】

・　介助用大型ベッド(ユニバーサルシート)の整備について、県による率先実行及び整備済施設についての情報発信（令和５年度～）